

長野市建設労働者就業支援補助金

長野市では、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)で建設業に従事している方が市内の建設事業所に就職した場合、その引越しの際に発生する費用を補助します

交付対象者	建設業の許可を受け、一般社団法人長野市建設業協会(以下、「協会」という。)会員である事業所に就職し、 次の全てを満たす方 が対象です。 ①企業との間で、期間の定めのない労働(正規雇用)契約が締結されている方 ②事業所に就職する3ヶ月以内に東京圏の建設業に技能労働者又は施工管理技士として従事していた方 ③補助金の事業認定申請日において50歳未満である方 ④補助金の交付申請までに市内に住居を移転した方 ⑤国、県、市等から引越しの経費に関する他の補助金等の交付を受けていない方 ⑥引越し前の市区町村民税の未納がない方 ⑦暴力団員又は暴力団関係者でない方
対象経費	東京圏からの引越しに際し、引越し業者へ支払った経費です。 (自前で引越した方は対象外です。)
補助率	・対象経費の1/2以内。ただし、1世帯につき10万円を限度とします。 (千円未満の端数は切捨) ・さらに、中学卒業前のお子さんが1人いる場合は1万円、2人いる場合は3万円、3人以上いる場合は5万円を加算します。
補助要件	長野市内の建設事業所に正規雇用として就職した日から 1年以上 就労すること。 ※補助金の交付請求は、正規雇用として就職した日から3か月以降から可能ですが、1年未満で要件を満たす事業所から離職した場合、補助金を返還していただきます。
補助限度	1事業所につき同一年度で5人までを上限とします。 ※予算に限りがありますので、交付決定額が予算額に達し次第、募集を打ち切ります。
実施期間	3年間(平成32年3月末まで)

手続きの流れ

①事業所に採用決定



一般財団法人長野市建設業協会の会員事業所が東京圏で建設業に従事している方を採用します。

②認定申請書等を長野市に提出



就業支援補助金認定申請書(様式第1号)と関係書類を就労予定の事業所及び協会を經由し長野市に提出してください。長野市では速やかに書類審査して、結果を通知します。

③住所を移動



東京圏の住所から長野市に住所を移動します。

④交付申請書等を長野市に提出



就労して3か月以降に就業支援事業補助金交付申請書(様式第2号)と関係書類を事業所及び協会を經由して長野市に提出してください。長野市では速やかに書類審査して、補助金額を確定し通知します。

⑤交付請求書を長野市に提出



確定通知後30日以内に、就業支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を事業所及び協会を經由して長野市に提出してください。

⑥補助金交付

指定の口座へ補助金をお支払いします。



《お問い合わせ》

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市商工観光部 商工労働課 雇用促進室

TEL: 026-224-7492 FAX: 026-224-5078

E-mail: koyou@city.nagano.lg.jp